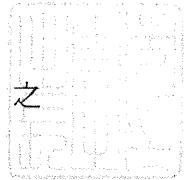


環 施 第 148 号
令和7年(2025)7月14日

出雲市環境審議会
会長 森 本 直 知 様

出雲市長 飯 塚 俊 之



諮 問 書

し尿等収集手数料については、平成12年4月の改定以降25年が経過しています。また、し尿等の収集運搬業者で構成する島根県中央環境整備協同組合からは、昨今の燃料費や人件費の高騰、特殊車両の整備費増など、経費増加の状況を踏まえ、令和7年5月21日付けで、収集手数料改定の「要望書」が市に提出されたところです。

し尿等処理手数料については、平成28年4月の改定以降9年が経過しており、この間、し尿及び浄化槽汚泥の出雲環境センターへの搬入量は減少する一方、処理にかかる経費は増加している状況にあります。

そこで、本市の将来見通しを踏まえ、適正な費用負担のあり方について、多方面からご意見をいただきたく、出雲市環境基本条例第19条第1項の規定により、下記の事項について諮問します。

記

し尿及び浄化槽汚泥の収集処理手数料のあり方について